改正後	現行
提案基準２７　「農産物直売所」 農産物直売所で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第３４条第１４号又は令第３６条第１項第３号ホの規定により開発審査会に附議することとする。 １　計画地周辺の市街化調整区域で生産された農産物(その加工品を含む。)を主として直接販売する施設であること。 ２　申請者は、農業を営む者、農業協同組合、市町村等であること。 ３　地元市町村の土地利用計画、環境の保全、周辺地域の状況等に照らし支障がない旨の当該市町村長の同意があること。 ４　敷地は、原則として幅員６メートル以上の道路に接しており、かつ、敷地内に必要な駐車スペース(原則として１０台以上)が確保されているものであること。 ５　予定建築物の規模・形態等は、次の各号に該当するものであること。 （１）　延べ面積は、原則として２００平方メートル以下であること。 （２）　原則として、平屋建であること。 （３）　当該業務を行う部分(売場等)及び維持、管理上必要と認められる部分(事務室、倉庫及び便所等)で構成されたものであること。 （４）　周辺地域の景観と調和していると認められるものであること。 ＜留意事項＞ ア　要件２の「市町村等」とは、市町村、第３セクター、観光協会、農事組合法人及び農業生産法人等をいう。 附則 本提案基準は、提案基準４１「地域の農業振興に資する施設」を令和●年●月●日に新設したことをもって廃止する。 【解説 P79 参照】	提案基準２７　「農産物直売所」 農産物直売所で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第３４条第１４号又は令第３６条第１項第３号ホの規定により開発審査会に附議することとする。 １　計画地周辺の市街化調整区域で生産された農産物(その加工品を含む。)を主として直接販売する施設であること。 ２　申請者は、農業を営む者、農業協同組合、市町村等であること。 ３　地元市町村の土地利用計画、環境の保全、周辺地域の状況等に照らし支障がない旨の当該市町村長の同意があること。 ４　敷地は、原則として幅員６メートル以上の道路に接しており、かつ、敷地内に必要な駐車スペース(原則として１０台以上)が確保されているものであること。 ５　予定建築物の規模・形態等は、次の各号に該当するものであること。 （１）　延べ面積は、原則として２００平方メートル以下であること。 （２）　原則として、平屋建であること。 （３）　当該業務を行う部分(売場等)及び維持、管理上必要と認められる部分(事務室、倉庫及び便所等)で構成されたものであること。 （４）　周辺地域の景観と調和していると認められるものであること。 ＜留意事項＞ ア　要件２の「市町村等」とは、市町村、第３セクター、観光協会、農事組合法人及び農業生産法人等をいう。 【解説 P79 参照】

改正後	現行
提案基準２７「農産物直売所」 (提案基準４１「地域の農業振興に資する施設」を令和●年●月●日に新設したことをもって提案基準２７は廃止)　法３４条１４号 令３６条１項３号ホ ◎　立地基準編第２章第１２節［審査基準　２］提案基準２７（P96） １　要件３について 「支障がない旨の当該市町村長の同意があること」については、地元市町村長の意見書により確認する。	提案基準２７「農産物直売所」　法３４条１４号 令３６条１項３号ホ ◎　立地基準編第２章第１２節［審査基準　２］提案基準２７（P96） １　要件３について 「支障がない旨の当該市町村長の同意があること」については、地元市町村長の意見書により確認する。